

野洲市病院事業の設置等に関する条例の 概要とその考え方について

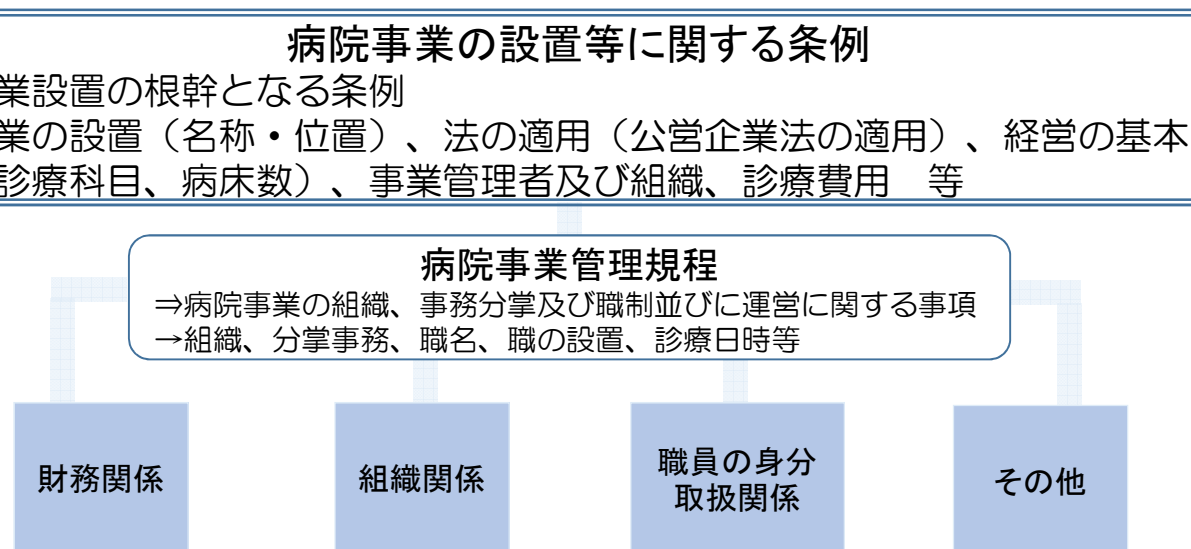
平成28年10月
政策調整部地域戦略課

- 「病院事業の設置等に関する条例」は、施設の名称及び位置、診療科目及び病床数などの病院事業の運営や経営に係る基本的な事項について規定するものであり、病院事業を実施するに当たっての根幹となる条例である。
- 条例に規定する病床数等企業の規模については、基本計画において定めるものとするが、平成31年度から現野洲病院施設を一時的に使用して市立病院を運営することを踏まえて、一定の経過措置を付則に規定する。
- 平成29年度から地方公営企業会計を設置することから、平成28年11月議会に病院事業の設置条例を上程する。
- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、「法の適用」及び「管理者及び組織」は平成30年4月1日から施行する。

⇒現段階では、国が示す準則を参考に必要最低限の規定に止め、今後必要に応じて一部改正する。

◎病院事業に関する例規の全体概要

地方公営企業法の全部を適用する場合に必要な条例等は下記のとおりである。



◎地方公営企業法適用別__分類

病院事業の設置等に関する条例

財務	病院事業会計規程
	病院事業に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定
	病院事業使用料及び手数料条例
組織	病院事業管理規程
	病院事業事務決裁規程
	病院事業管理者の権限に属する事務の委任に関する規程
	病院事業管理者の職務代理人に関する規程
	病院事業契約規程
	病院事業文書管理規程
職員の身分取扱	病院事業公印規程
	病院事業企業職員就業規程
	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則
	病院事業管理者の給与等に関する条例
	病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
	病院事業企業職員の給与の関する規程
その他	病院事業企業職員の特殊勤務手当支給に関する規程
	病院事業企業職員等の旅費に関する規程
	看護学生修学資金貸付条例
	看護学生修学資金貸付条例施行規則
	医師及び看護師就業支度金貸付条例
医師及び看護師就業支度金貸付条例施行規則	

総則

3条～6条

- 経営の基本原則
- 地方公営企業の設置
- 地方公営企業に関する法令等の制定及び施行

財務

17条～35条

- 特別会計
- 予算、出納、決算
- 剰余金の処分等
- 資産の取得、管理及び処分
- 職員の賠償責任

雑則

40条～41条

- 地方自治法の適用除外
- 業務の状況の公表
- 助言等

組織

7条～16条

- 管理者の設置
- 管理者の地位及び権限
- 管理者の担任する事務
- 企業管理規程
- 管理者の代理及び委任
- 事務処理のための組織
- 事務の執行を補助する職員

職員の身分取扱

36条～39条

- 職員の労働関係の特例
- 職階製
- 給与

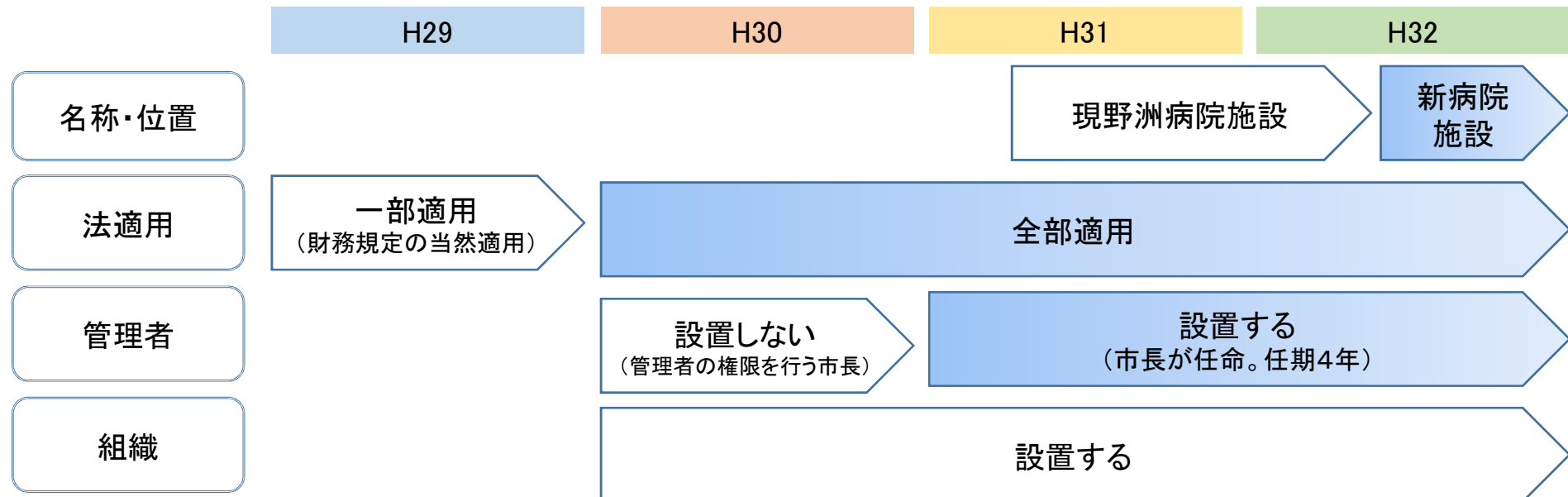
一部適用

全部適用

◎条例規定の適用スケジュール(経過措置)

- 平成31年度から現野洲病院施設を使用して市立病院を開設し、その後、平成32年10月に新病院へ移転する。
- 地方公営企業法の適用は、平成30年度からは全部適用とするが、法の全部適用に必要な規定である組織、人事及び給与等については、相当の検討期間を要するため、平成29年度は財務規定のみの適用とする。

上記等を踏まえて、主な規定について下記のスケジュールで適用するよう、本則及び付則に規定するものとする。



◎各論

病院事業の設置等(第1条)

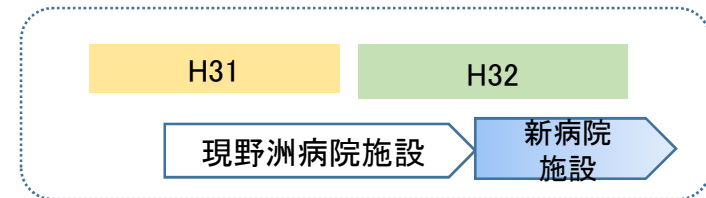
- (1) 市民の健康保持に必要な医療を提供するために病院事業を設置する。
- (2) 病院事業を行う施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
○○○○○○	野洲市小篠原2203番地1

※公募により候補を決定し、(仮称)野洲市民病院運営整備評価委員会で案を決定する。

経過措置

平成31年度から新病院移転までは、現野洲病院を一時的に市立病院として使用することから名称と位置は次のとおりとなる



事項	現野洲病院施設	新病院施設
名称	△△△△△△	○○○○○○
位置	野洲市小篠原1094番地	野洲市小篠原2203番地1

付則で規定

本則で規定

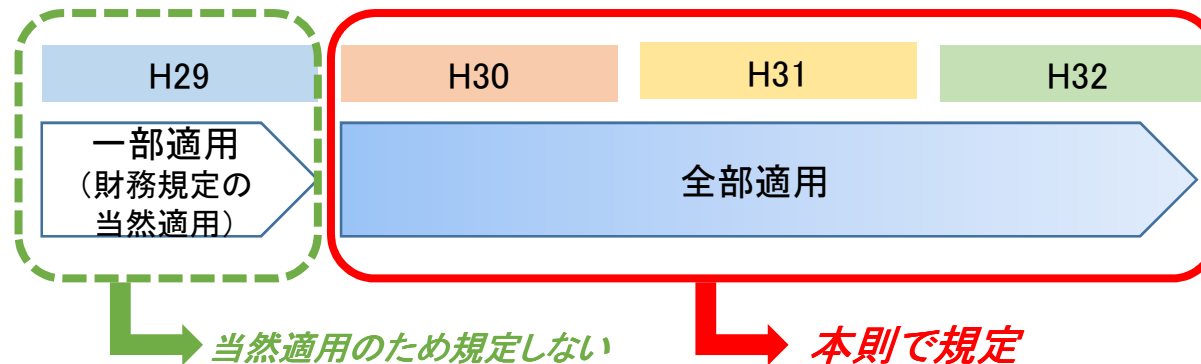
本則で、新病院施設における名称と位置を規定し、
付則で、経過措置として現野洲病院施設における名称と位置を規定する。

法の適用(第2条)

(1) 病院事業は、地方公営企業法の規定の全部を適用する。

経過措置

地方公営企業法の適用は、平成30年度から全部適用とするが、法の全部適用に必要な規定である組織、人事及び給与等については相当の検討期間を要するため、平成29年度は財務規定のみの適用とする。



この規定については、平成30年4月1日から施行する。

経営の基本(第3条)

- (1) 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。
- (2) 診療科目は次のとおりとする。

内科、小児科、外科、整形外科、婦人科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、人工透析内科

※診療科目は、これまで検討し基本計画で定めた科目を規定する。
ただし、詳細な派生的診療科目は、今後、基本設計や実施設計を検討する過程において検討する予定である。

- (3) 病床数は次のとおりとする。
一般病床数 199床

(参考)

一般病棟	回復期リハビリテーション病棟	地域包括ケア病棟	合計
100床	50床	49床	199床

組織(第4条)

(1) 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、〇〇〇〇〇〇を置く。

◆地方公営企業法の適用 管理者・組織の関係

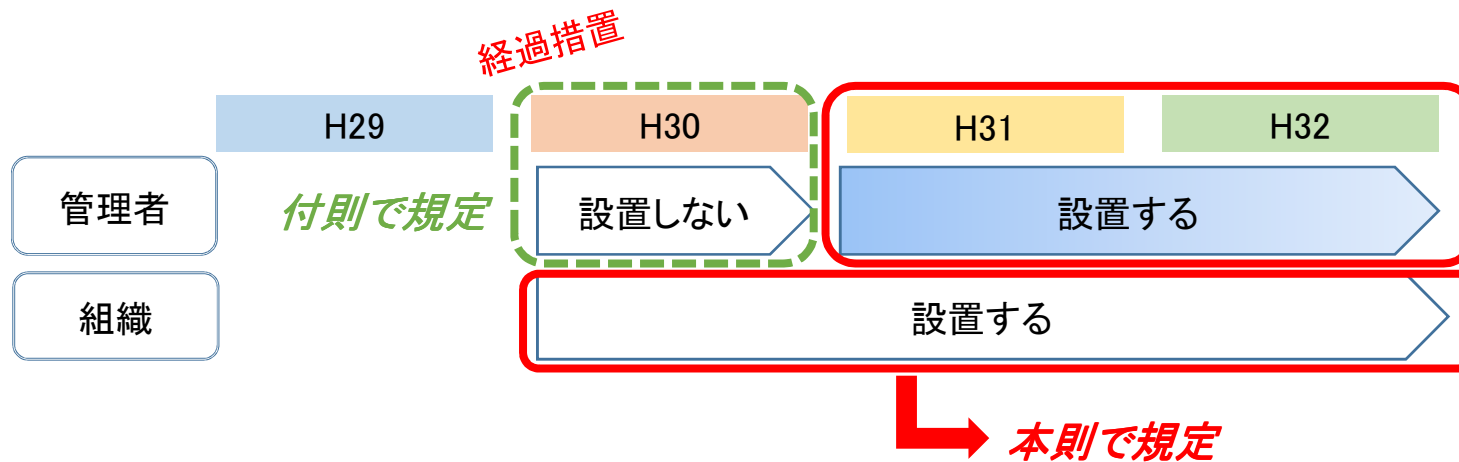
	全部適用		一部適用
管理者	置く	置かない (管理者の権限を市長が行う)	置かない
組織	置く	置く	置かない

- ✓ 管理者は市長が任命する。
- ✓ 管理者の任期は4年である。
- ✓ 管理者は常勤の職であり、兼職は禁止されている。
- ✓ 管理者は、常勤の職員等と兼ねることはできない。

◆法の全部適用における市長の権限と管理者の権限

分野	市長の権限	管理者の権限
組織・人事	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者の選任・任命 ● 政治的行為を禁止する職員の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務分掌遂行のための分課の設置 ● 管理者職務代理者の指定 ● 職員の任免その他身分取扱い ● 労働協約の締結
財務関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算の調製 ● 決算を審査、認定に付すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算の原案作成、長への送付 ● 予算説明書作成、長への送付 ● 決算の調製、長への提出 ● 料金等の徴収 ● 資産の取得、管理、処分 ● 契約の締結 ● 一時借入 ● 出納その他の会計事務の処理
議会関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 議案の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議案の作成に関する資料の作成、長への送付
企業管理規程		<ul style="list-style-type: none"> ● 管理規程の制定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 過料を科すこと 	

- 管理者及び組織は、法の全部適用によって適用されることから、第2条の規定に合わせて施行は平成30年4月1日とする。
- 管理者は、常勤の職である必要があるため、市立病院の開院までは設置しない。平成30年度は管理者の権限を行う市長が処理する。



この規定については、平成30年4月1日から施行する。
 ただし、管理者は平成31年度から設置するため、平成30年度は経過措置として管理者を置かないことを付則に規定する。

重要な資産の取得及び処分(第5条)

(1) 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分

- 予定価格が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡

※予定価格の金額の設定 ⇒ 地方公営企業法施行令の規定

議会の同意を要する賠償責任の免除(第6条)

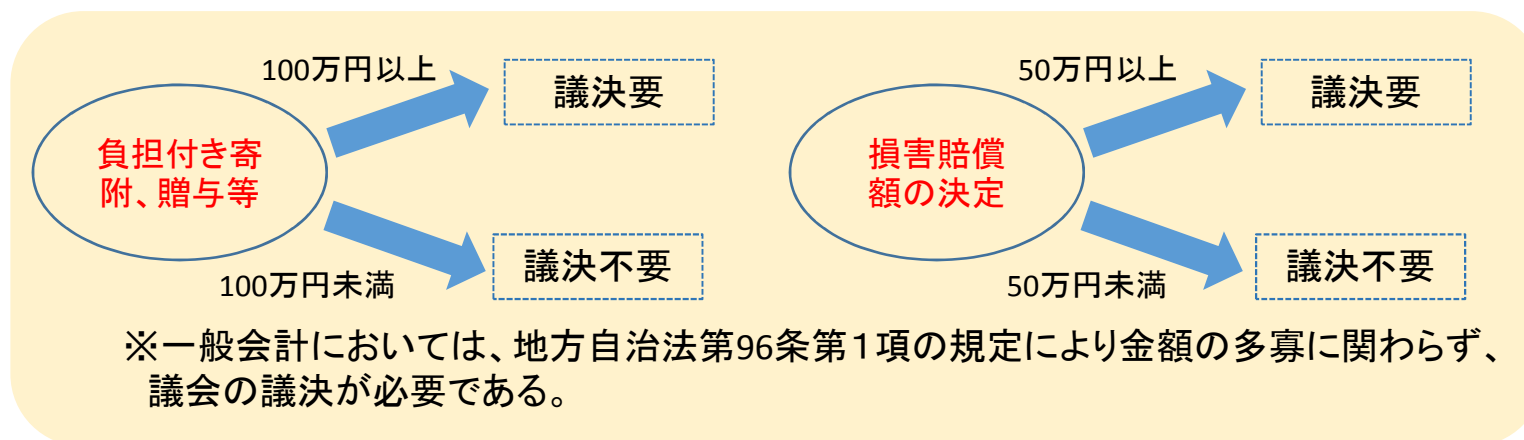
(1) 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合の当該賠償責任に係る賠償額は、10万円以上である場合とする。

<参考:他市等事例>

名称	大津 市民病院	守山 市民病院	近江八幡総合 医療センター	高島 市民病院	野洲市 水道事業
病床数	445	199	210	199	—
賠償額	10万円以上	50万円以上	30万円以上	30万円以上	10万円以上

議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等(第7条)

(1) 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

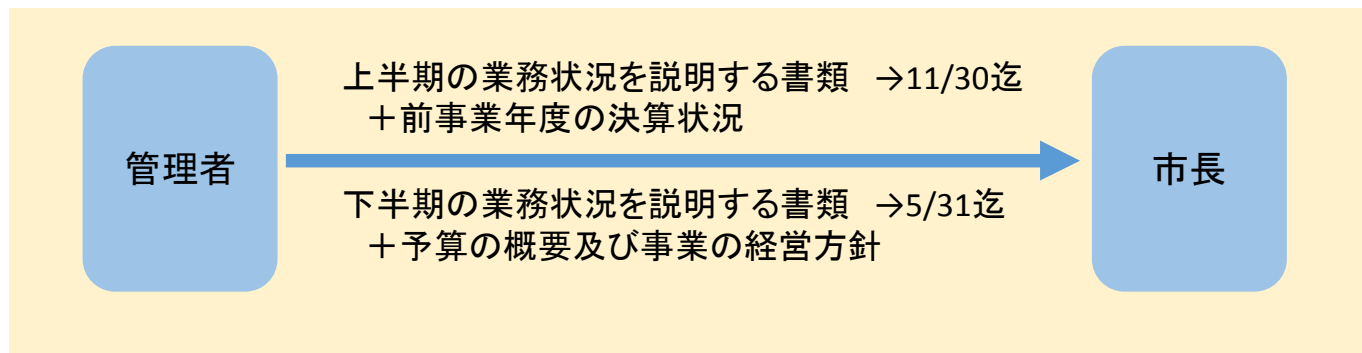


<参考:他市等事例>

名称	大津市民病院	守山市民病院	近江八幡総合医療センター	高島市民病院	野洲市水道事業
病床数	445	199	210	199	—
負担付き寄附等の額	100万円以上	300万円以上	300万円以上	100万円以上	200万円以上
損害賠償額	50万円以上	50万円以上	300万円以上	100万円以上	200万円以上

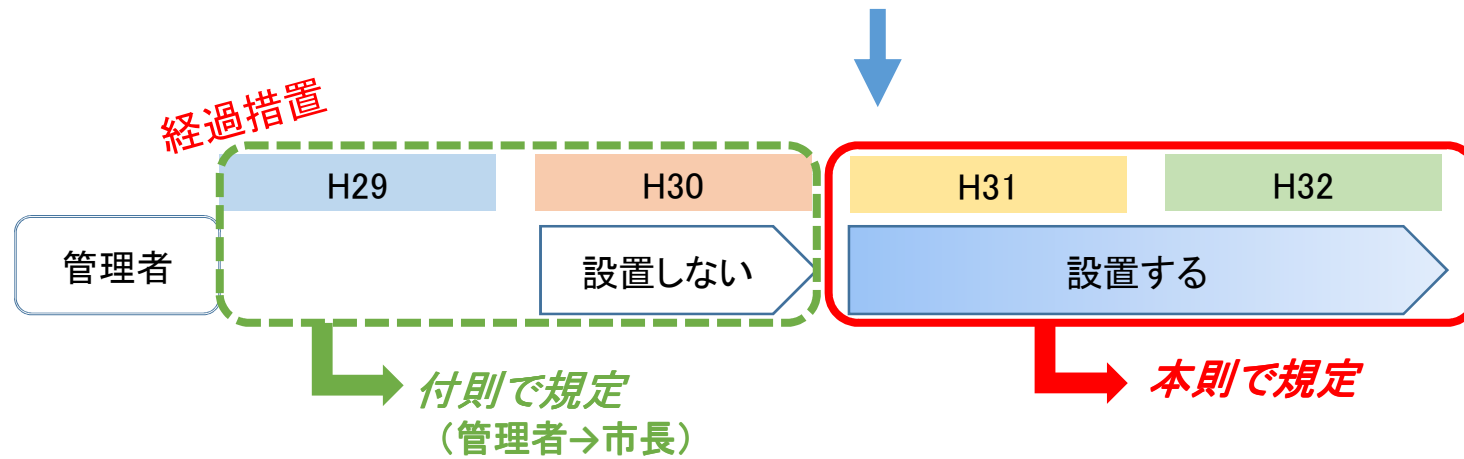
業務状況説明書類の作成(第8条)

- (1) 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。
- (2) 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
- ①事業の概況
 - ②経理の状況
 - ③前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項
- (3) 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。



委任(第9条)

(1) この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。



◎主な条例等の制定スケジュール

法の一部適用（財務規定）で事業を開始し、開院前年度までに経営組織及び職員の身分取扱い等関連の例規を整理し制定する。

